

豊田市中等度以下難聴児補聴器購入費等助成制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中等度以下の難聴児に対して、補聴器の購入及び修理費用の一部を助成することで、適切な補聴器装用を奨励し、言語や精神の発達、学力の向上、社会性の構築など、当該難聴児の成長を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 18歳以下の者（18歳の者にあっては18歳に達した日の属する年度の末日までの者）であること。
- (2) 本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記載されていること。
- (3) 身体障がい者手帳の交付対象とならないこと。
- (4) 第5条第2項に定める医師が補聴器装用の必要性を認めていること。
- (5) 本人又はその属する世帯の世帯員のうち、申請のあった月の属する年度（4月から6月までにあっては前年度）の市民税所得割額が46万円以上の者がいないこと。

(助成の内容)

第3条 助成の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 助成の対象となる補聴器は、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）に定める補聴器とする。ただし、「高度難聴用」とあるのは、「軽度・中等度用」を含む。なお、修理については、本制度で助成決定し購入されたもののみを対象とする。
- (2) 助成の額は、補聴器の新規若しくは買い替えによる購入又は修理に要する費用の3分の2（1円未満切捨て）とする。
- (3) イヤモールドは、付属品として購入代金に含めることができる。また、イヤモールドの交換は、補聴器の修理として扱う。

(補聴器取扱業者)

第4条 本制度を利用して補聴器を購入又は修理できる業者は、本市の補装具費の支給に係る代理受領の覚書を締結している業者（以下「業者」という。）とする。

(申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「中等度以下難聴児補聴器購入費等助成申請書（様式第1号）」に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 「中等度以下難聴児の補聴器購入費助成についての意見書（様式第2号）」。ただし、修理の場合は不要とする。
- (2) 本市の補装具費の支給に係る代理受領の覚書を締結している業者の見積

書

(3) 教育上の理由でデジタル補聴システムを必要とする場合は、学校長の意見書（任意様式）。

2 前項第1号の意見書は、原則として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定医療機関の医師が作成したものとする。

（審査、決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに審査を行い、助成を決定した場合は、申請者に対して「中等度以下難聴児補聴器購入費等助成決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）」を送付し、業者に対して「中等度以下難聴児補聴器購入費等助成券（様式第5号。以下「助成券」という。）」を交付するものとする。また、審査の結果、助成しないことを決定した場合、市長は申請者に対して「中等度以下難聴児補聴器購入費等助成申請審査結果通知書（様式第4号）」を送付する。

2 決定通知書を受けた申請者は、当該助成決定に係る補聴器を購入又は修理するときに、助成券に記名し、申請者負担額を業者へ支払うものとする。

3 業者は、本市指定請求書に助成券を添えて市長に請求するものとする。

4 市長は、業者からの請求書を受理したときは、助成額を業者へ支払うものとする。

（買い替え制限）

第7条 新規又は買い替えによる購入で本制度の助成を受けた者は、5年以上経過しなければ次の買い替えによる助成を受けることはできない。ただし、紛失、修理不能により使用できなくなった場合はこの限りでない。

2 前項のただし書きにより助成を申請する場合は、第5条の申請書類に「買い替え制限除外理由書（様式第6号）」を添付するものとする。

（助成額の返還）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、申請者に助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって助成を受けたとき

(2) 助成により購入した補聴器を目的に反し使用したとき

(3) 助成により購入した補聴器を譲渡し、又は担保に供したとき

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補聴器購入費等助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行し、令和4年4月1日から適用する。